

秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画 第2回策定委員会  
議事要旨

1 開催日時

令和6年6月28日（金） 14:00～16:00

2 開催場所

秋田県庁 73会議室

3 議事 ※○委員 ●事務局

- |   |
|---|
| <p>(1) 第1回策定委員会の内容等について</p> <p>(2) 困難な問題を抱える女性への支援等に関する秋田県基本計画の骨子案について</p> <p>(3) 計画策定に係る方向性について</p> <p>(4) 意見交換・情報提供など</p> |
|---|

ア. 「困難な問題を抱える女性」に関する考え方等について

- 困難な問題というと「ものすごく深刻」、「よっぽどじゃないと該当しない」と認識されやすい。政策的な用語として短く表現することは理解できるが、実際の支援対象が非常に広範囲であることを明確にする必要がある。
- 御指摘のとおりである。性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性等により困難な問題を抱える、また、そのおそれがある女性を計画の対象としており、範囲はとても広い。庁内各課が実施する様々な関連施策と合わせ、計画に掲載していく。
- 「地元の役場は親戚ばかりで、家庭のことを相談できない」等の理由から、やむを得ず秋田市に来て、相談する女性も多い。そもそも相談できる民間団体等も秋田市以外の地域は少ないと思われる。
- 地域ごとの相談のしやすさ、しにくさといった視点は持っていなかった。計画策定時の参考としたい。

イ. アンケート調査について

- 「女性相談に関する支援者」と「母子生活支援施設入所者」を対象としたアンケート調査を実施することとしていた。また、今年度は県のひとり親に関する計画の見直し時期になっており、この計画でもアンケート調査を実施予定である。質問の内容によっては、困難な問題を抱える女性の計画にも活用できると認識している。
- 当事者側のアンケート調査が、母子生活支援施設入所者のみを対象としているのは、ニーズを把握するという観点では、限定的であると感じられる。なお、予期せぬ妊娠やDV等については、民間シェルターなどのNPO法人が関わっている場合もあり、広範囲にニーズを把握する必要があるのではないか。
- 今回のアンケート調査は、130人程度を対象に実施するようだが、対象者数が少ないように感じる。すでに自立している方や障害者虐待や高齢者虐待などで相談機関が関わっている場合なども、調査対象としてはどうか。

- 調査対象が幅広くないと、最初から結果ありきだったように捉えられるおそれがある。なるべく様々な方面の方の話を聴取する必要があると感じた。
- 母子生活支援施設は18歳以下の子どもを抱える母子家庭であるなど、世帯の類型が限定され、十分な調査結果とはいいいにくい。
- 母子生活支援施設入所者の約95%はDV被害を受けているため、アンケートの実施に当たっては、DV被害者以外の意見を聞くことも必要になる。例えば、市町村の障害福祉に関する相談員や地域包括支援センター等も考えられる。また、民間シェルターやシングルマザーの集まり等を対象にしてもよいのではないかと。
- 委員の意見を参考に、どういった対応が可能か、引き続き検討していく。
- アンケートの質問内容について、相談の入り口部分に関するものが多いように感じた。母子生活支援施設に入所中の方は、結果的に支援に繋がることができた方のみであり、回答の傾向が偏る可能性がある。
- 最初の相談に関する質問が多いのは、今後アウトリーチ等を検討していくうえで、実際どういった形で相談に繋がってきたのかというようなどころを知りたいという狙いがある。
- アンケートの質問は全体にDVに関するものが多く、偏っているように感じる。フラッシュバックを引き起こすおそれがある質問もある。
- 困難を抱える女性は忙しく、文章を書くということに慣れていないと思う。もう少し回答しやすいアンケートにしたほうが良い。特に、障害を抱えている方だとチェック式の方が適当ではないか。また、暴力被害を受け、やっとの思いで逃げてきたという方だと、混乱してしまい、時系列に物事を整理して考えることが難しい場合も想定される。
- 計画にアンケート結果をきちんと反映させることを優先し、質問を考えたこともあり、どうしても答えにくい内容だったり、言葉が足りなかったりというところがあると思う。もう少し答える側の立場になって考え直してみたい。
- 支援者にとっても書きにくいアンケートだと感じる。
- 集計は業者に依頼するのか。
- サンプル数があまり多くないこともあり、基本的には自前を考えている。

## ウ. 計画の方向性や目標指標等について

- 成果指標として、相談員の配置人数や計画を策定した市町村数等を採用する場合もあると思うが、困難な女性が実際に支援に繋がって、生活が改善されなければ最終的な成果といえないのではないかと。
- 実際に支援に繋がることが成果になることについて、異論を挟むつもりはないが、そうはいつでも、今後継続的に数値目標を進捗管理をしていかなければならない。また、広報や普及啓発など、具体的な成果を数値化しづらい場合もある。可能な範囲で実態を表すような数値目標を掲げていきたい。
- アンケート調査等でどこまで本県の実態現実を反映できるかという課題がある。現状として「秋田県が国と同じ程度の被害状況」を前提として考えるのか、それとも「国より深刻な状況」と考えるのか、ある程度明確にしておいた方がよい。

- 県計画は、市町村による計画策定や施策の実施のための指針となるものか。
- 今回策定する計画は、県の考え方を示し、実施する施策の方向性や目標を定めるものである。市町村においても同様の計画を策定することが努力義務と位置づけられているが、県計画の目的は前述のとおりであり、市町村計画のための策定指針とはなっていない。なお、市町村計画策定のための支援については、必要に応じて検討していく。
- 市町村は、「母子生活支援施設はDVでないと入所できない」という誤った認識をしている場合が多い。市町村に対する周知についても計画に掲載して欲しい。
- 県では「母子生活支援施設は、母子分離を要しない唯一の入所型児童福祉施設」であると認識しており、世帯単位で包括的な支援を受けられるという点においてメリットも大きい。その有効性については、計画に明記するのはもちろんのこと、市町村に対する周知の方法なども合わせて検討していく。
- 「ポピュレーションアプローチ（集団に対する働きかけ）としての子どもたちの教育」や、「ハイリスクアプローチとしての暴力を振るっている人への対策」の両方が必要だと感じる。よく耳にするのは、DV加害者は別れたら次の人にも暴力を振るう、暴力を振るい続けるということがあると思うので、そういう方への対策、放置しておくといけないのかなと強く思う。
- 他県では、薬物依存のような自助グループをDVの加害者向けに実施しているところもある。加害者更生プログラムなどがあれば、参考になる。
- 刑務所において、DVや薬物問題の当事者が、プログラムに基づいたトレーニングを受けている場合がある。暴力の問題を抱えている人への自助的な関わりというのはかなり高いスキルが求められる。
- この計画は、困難な問題を抱える女性に焦点を絞っており、DV防止法における加害者対策については、触れられておらず、課題になっている。
- 本県ではデートDVを中心として、学校に啓発グッズを配布したり、教員に対してのセミナーの開催をし、加害者を生み出さないという観点で事業を行ってきた。実際に加害してしまった者に対する支援については検討が必要であり、まずは具体的な手法について情報収集する。
- 経済的な貧困は本当に大変だと感じている。計画の策定において、重要な課題と認識しておく必要がある。

## エ. 民間シェルターについて

- DVに対する支援については、被害者の安全が最優先であり、加害者との分離が必要な場合も多い。その際、頼れる親族等がない場合、女性相談所を紹介しているが、「携帯電話が使えないなら行かない」と言う方が非常に多く、結局自宅に戻ってしまう場合もある。民間シェルターを勧めることができればいいが、民間シェルターを利用するには必要となる費用はあるか。土日や夜間でも対応可能か。
- 一泊毎の料金を設定している。ただし、全くお金がない方に対し食料や日用品の支援、通院介助等を行いながら、生活保護申請を支援する場合もある。利用者の中には、精神疾患のある方、幼い頃から虐待を受けていた方もいる。なお、メールは24時間受け付けているが、土日はスタッフを休ませている。補助金等を受給しておらず自力で運営

しているが、できることには限界がある。実態として、最後の砦になっているのは民間の方だと思う。

- 女性相談支援センターの一時保護の実績をみると、95%の方がDV被害者であった。今後、困難な女性への支援を充実させることで、今まで民間シェルターを利用されていた方たちが、女性相談支援センターを利用する可能性が高まると考えていいか。
- その可能性については、十分に検討しなければいけないと認識している。
- 女性相談所の一時保護所について、最大のネックは携帯電話の持ち込みができないということだったが、携帯電話を持ち込んでも入居されている方の安全が守られるような対策がとられればいいのか。
- 規制しているのは「持ち込み」ではなく「使用」である。他の入所者や職員の安全を含め、一時保護所内での携帯電話を禁止している。以前、一時保護所の中で撮影をする方がいたほか、GPS機能により危険な状態に陥ることも想定される。今のところこのルールを変更する予定はない。
- 海外ではセーフシェルターとそうでないシェルターがあり、現在、場所をオープンにしているシェルターが増えている。そのようなシェルターは、セキュリティがしっかりしており、何かあればすぐに警察や警備員が来るなど、リスクを想定した施設になっている。女性相談所が、公の機関として運営しているシェルターであり、スタッフも公務員であることから、民間と比較すると、いろんな面で恵まれていると思う。固定概念にとらわれずに、利用しやすい方向に枠組み等を変えていく必要がある。
- まずは、危険な状況にある間だけでも女性相談支援センターの一時保護所に入ってもらい、少しの間は制限を受けることにはなるが、安全が確保された後で、民間シェルターや母子生活支援施設に移っていただくことも可能だと思う。そのような見通しがあることを相談者への説明に加えるなど、対応の改善に務めたい。

## オ. その他

- 女性相談センター職員の心理専門員が増えたという説明があったが、詳細はどうなっているか。
- 現在、正職員を1名配置している。それに加えて会計年度任用職員を1名雇用できる予算を確保しているが、残念ながら求人に対する応募がない状況にある。
- 令和7年度から、今回の計画に関連した予算が編成されることになると思うが、支援事業が拡大され相談者が増加した際に、必要となる相談員等が不足してしまう可能性はないか。
- 現時点で、令和7年度予算について、具体的に答えることはできないが、関連施策や人員確保については、必要となる予算を要求していきたい。
- 支援の現場が、人件費や事務的な経費で大変な思いをすることのないようお願いしたい。
- 対人援助職を抱える機関で、新人が周囲からのサポートを受けにくい状態で配置された例があるとのこと。新人の配置については、研修等の機会を保障し、周囲からのサポートを十分に受けられるよう配慮し、組織的に人材育成を推進していく必要がある。
- 会議資料については、実りある議論のためにも事前に提供いただきたい。

●事前送付できなかったことについてお詫びする。次回以降、対応していく。